

正 誤 表

頁・行	誤	正
413008上から6行目	16時00分(事故後観測)	16時08分(事故後観測)
355012上から10行目	機長は、副操縦士 ……………	機長、副操縦士 ……………
355017下から4行目	機長と管制官うの間の	機長と管制官との間の
416002上から7行目	(空委第11号)	(空委第15号)
430002上から7行目	(空委第12号)	(空委第16号)
441002上から7行目	(空委第13号)	(空委第17号)
441006上から3行目	座る位置を移転させ…………	座る位置を移動させ…………
442002上から9行目	(空委第14号)	(空委第18号)
442004上から5行目	損壊に關すれ情報	損壊に關する情報
442006上から6行目	航空法上必要な認可を…………	航空法上必要な許可を……
446002上から7行目	(空委第15号)	(空委第19号)

航空事故調査報告書

海上保安庁所属
ベル式212型JA9540
那覇空港の南東約50海里の洋上
昭和59年2月17日

昭和59年4月18日

航空事故調査委員会議決(空委第15号)

委員長	八田桂三
委員	榎本善臣
委員	糸永吉運
委員	小一原正
委員	幸尾治朗

1 航空事故調査の経過

1.1 航空事故の概要

海上保安庁所属ベル式212型JA9540(巡視船「おおすみ」の搭載ヘリコプタ)は、昭和59年2月17日救急患者(男性48歳)移送のため那覇空港に向け飛行中、同日23時35分ごろ同患者が機内で死亡した。

1.2 航空事故調査の概要

1.2.1 事故の通知及び調査組織

航空事故調査委員会は、昭和59年2月18日運輸大臣から事故発生の通報を受け、当該事故の調査を担当する主管調査官を指名した。

1.2.2 調査の実施時期

昭和59年2月20日 事実調査

446002

2 認定した事実

J A 9 5 4 0 は救急患者 1 名を同付添人 1 名とともに那覇へ移送するため、昭和 5 9 年 2 月 1 7 日 2 2 時 0 0 分ごろ那覇空港の南東約 1 8 0 海里の巡視船「おおすみ」から出発し、那覇空港へ向け飛行中、2 3 時 2 0 分ごろから患者の容態が急変し、約 1 0 分後には呼吸及び心拍が確認できない状態となった。

同機は、翌 1 8 日の 0 0 時 2 2 分那覇空港に着陸し、同患者は待機中の救急車により直ちに病院に移送されたが、その後病院にて死亡が確認された。

検死の結果、死因は「クモ膜下出血による脳圧迫」であり、死亡推定時刻は 2 月 1 7 日の 2 3 時 3 5 分（那覇空港の南東約 5 0 海里の洋上を飛行中）と診断された。

なお、同患者は昭和 5 9 年 2 月 1 5 日、1 6 時 3 0 分ごろ北緯 1 4 度、東経 1 3 5 度付近の漁船内で意識不明となり、その後同月 1 7 日 0 3 時 0 0 分ごろ北緯 1 8 度 1 3 分、東経 1 3 2 度 2 4 分付近において要請により出動した巡視船「おおすみ」に付添人 1 名とともに移された。同船は、その後病院からの指示を受けながら同患者を那覇へ急送中であつたが、病状が悪化し、ヘリコプタによる輸送もやむを得ないとの病院側の指示により、同 1 7 日、2 2 時 0 0 分ごろ同船搭載のヘリコプタによる緊急空輸が実施されたものである。

3 結 論

本事故は、救急患者輸送のため飛行中、同患者が「クモ膜下出血による脳圧迫」で死亡したことによるものと認められる。

446003